

岩手県告示第265号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和2年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸磯鶏地区海岸（神林地先海岸）
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度37分27秒25014、東経141度57分51秒71485
- 基点2 北緯39度37分26秒39178、東経141度57分51秒20940
- 基点3 北緯39度37分24秒52880、東経141度57分48秒10214
- 基点4 北緯39度37分19秒97948、東経141度57分47秒52972
- 基点5 北緯39度37分15秒64318、東経141度57分48秒83364
- 基点6 北緯39度37分08秒92485、東経141度57分53秒91373
- 基点7 北緯39度37分07秒41174、東経141度57分54秒66219
- 基点8 北緯39度37分07秒29091、東経141度57分54秒51297
- 基点9 北緯39度37分07秒78408、東経141度57分53秒16270
- 基点10 北緯39度37分08秒24384、東経141度57分52秒06530
- 基点11 北緯39度37分08秒80691、東経141度57分52秒40985
- 基点12 北緯39度37分11秒13364、東経141度57分50秒49114
- 基点13 北緯39度37分11秒26380、東経141度57分50秒71803
- 基点14 北緯39度37分15秒37676、東経141度57分47秒59704
- 基点15 北緯39度37分17秒49697、東経141度57分46秒67025
- 基点16 北緯39度37分19秒76120、東経141度57分46秒25749
- 基点17 北緯39度37分25秒05071、東経141度57分46秒95069
- 基点18 北緯39度37分26秒87936、東経141度57分48秒52845
- 基点19 北緯39度37分27秒32038、東経141度57分48秒32324
- 基点20 北緯39度37分28秒74748、東経141度57分49秒49836
- 基点21 北緯39度37分28秒62363、東経141度57分50秒48249

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。